



スポーツ基本法

スポーツの力で 日本を元気に！

The Basic Act on

ports



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

スポーツ基本法が制定されました

平成23年法律第78号
平成23年6月24日公布
平成23年8月24日施行

昭和36年に制定されたスポーツ振興法は、我が国のスポーツの発展に大きく貢献してきました。

制定から50年が経過し、スポーツは広く国民に浸透し、スポーツを行う目的が多様化するとともに、地域におけるスポーツクラブの成長や、競技技術の向上、プロスポーツの発展、スポーツによる国際交流や貢献の活発化など、スポーツを巡る状況は大きく変化しています。



こうした状況を踏まえ、スポーツの推進のための基本的な法律として、議員立法により「スポーツ基本法」が成立しました。

この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的としています。



写真提供：共同通信社

スポーツは、 世界共通の人類の文化である

スポーツ基本法の前文は、この言葉から始まります。

前文では、スポーツの価値や意義、スポーツの果たす役割の重要性が示されています。

- スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利
- 全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会を確保
- スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上。他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響
- スポーツは、人と人、地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成し、地域社会の再生に寄与。心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たし、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠
- スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営み。国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高める。これらを通じて、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与
- スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割

スポーツ選手が地域
スポーツの推進に寄与

競技水準の向上

我が国のスポーツの
発展を支える好循環

地域スポーツの推進

優れたスポーツ選手の
育成

スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、
スポーツに関する施策を総合的・計画的に推進

第1章 総則

1 目的

この法律の目的が規定されています。

2 基本理念

スポーツに関する基本理念が8項目にわたって定められています。

- ① スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会と場所において、自主的・自律的に適性や健康状態に応じてスポーツを行うことができるようにする
- ② 青少年のスポーツが国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体、家庭及び地域における活動を相互に連携
- ③ 地域において、主体的に協働することによりスポーツを身近に親しむことができるようにするとともに、スポーツを通じて、地域の全ての世代の人々の交流を促進し、交流の基盤を形成
- ④ スポーツを行う者の心身の健康の保持増進、安全の確保
- ⑤ 障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進
- ⑥ 我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。）が国際競技大会等において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進
- ⑦ スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与
- ⑧ スポーツを行う者に対する不当な差別的取扱いの禁止、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進

3 国、地方公共団体の責務

国、地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策を策定し、実施する責務を有することが定められています。

4 スポーツ団体の努力

スポーツ団体は、次のことに努めることが定められています。

- ① 基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進、安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組む
- ② スポーツの振興のための事業を適正に行うため、運営の透明性の確保を図るとともに、事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成
- ③ スポーツに関する紛争の迅速・適正な解決

5 国民の参加・支援の促進

国、地方公共団体、スポーツ団体は、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加・支援を促進するよう努めることが定められています。

6 関係者相互の連携・協働

基本理念の実現を図るため、国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体、民間事業者等の相互の連携・協働について定められています。

7 法制上の措置等

政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上、税制上の措置等を講ずることが定められています。

第2章 スポーツ基本計画等

8 スポーツ基本計画

文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、スポーツ基本計画を定めなければならないこと、基本計画を定め、これを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の施策に係る事項については「スポーツ推進会議」において連絡調整を図ることとされています。

9 地方スポーツ推進計画

地方公共団体は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即した地方スポーツ推進計画を定めるよう努めることとされています。

第3章 基本的施策

10 スポーツの推進のための基礎的條件の整備等

スポーツの推進のための基盤となる指導者の養成、施設の整備、学校体育の充実、国際交流・貢献の推進等が定められています。

①指導者の養成等

- スポーツの指導者やスポーツの推進に寄与する人材の養成、資質の向上とその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援 など

②スポーツ施設の整備等

- 国民が身近にスポーツに親しむことや競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、指導者等を配置 など
- スポーツ施設の整備に当たっては、安全の確保や障害者の利便性の向上に努める

③学校施設の利用

- 国立、公立の学校の設置者は、学校教育に支障のない限り、学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努める

④スポーツ事故の防止等

- スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止や、これらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識を普及 など

⑤スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決

- スポーツに関する紛争の仲裁・調停の中立性・公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁・調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解を増進 など

⑥スポーツに関する科学的研究の推進等

- スポーツに関する諸科学を総合して実地的・基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策を効果的に推進
- スポーツの実施状況、競技水準の向上を図るための調査研究の成果、取組状況に関する情報その他の国の内外の情報の収集、整理、活用

⑦学校における体育の充実

- 体育に関する指導の充実、スポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用 など

⑧スポーツ産業の事業者との連携等

- スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携・協力の促進 など

⑨スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進

- スポーツ選手、指導者等の派遣・招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会等の開催 など
- 環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進や、国際平和に寄与

⑩顕彰

- 競技会において優秀な成績を収めた者、スポーツの発展に寄与した者の顕彰



11 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

地域におけるスポーツの振興など、多様なスポーツの機会を確保するための環境を整備するための施策が定められています。

① 地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等

- 国民が興味・関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営する「地域スポーツクラブ」が行う事業への支援や、指導者等の配置、スポーツ施設を整備 など

② スポーツ行事の実施及び奨励

- 住民が自主的・積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等の行事を実施するよう努めるとともに、「地域スポーツクラブ」等がこれらの行事を実施するよう奨励



写真提供：広島県 筆の里スポーツクラブ

③ 体育の日の行事

- 国・地方公共団体は、体育の日（10月第2月曜日）において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施
- 広く国民があらゆる地域でそれぞれの生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう努める

④ 野外活動、スポーツ・レクリエーション活動の普及奨励

- 野外活動、スポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施 など

12 競技水準の向上等

我が国のスポーツに関する競技水準を向上するため、優秀なスポーツ選手の育成や、国際競技大会の招致・開催支援等が定められています。

① 優秀なスポーツ選手の育成等

- 優秀なスポーツ選手の確保・育成のため、スポーツ団体が行う合宿、スポーツ選手・指導者等の大会への派遣、優れた資質を有する青少年の指導、競技技術の向上やその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境を整備 など
- 優秀なスポーツ選手や指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識・技能の習得に対する支援や環境の整備を促進 など

② 国民体育大会、全国障害者スポーツ大会

- 国民体育大会、全国障害者スポーツ大会の開催者や大会の性格を規定
- 国は、大会の円滑な実施・運営に資するため、必要な援助を実施

③ 国際競技大会の招致・開催の支援等

- 国際競技大会の我が国への招致・開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、社会的気運の醸成や、招致・開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずる
- 国は、国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、スポーツ団体と緊密に連絡



④ 企業、大学等によるスポーツへの支援

- 企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を実施

⑤ ドーピング防止活動の推進

- スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育・啓発などドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等へ支援 など

第4章 スポーツの推進に係る体制の整備

13 スポーツ推進会議

スポーツに関する施策の総合的、一体的、効果的な推進を図るため、政府にスポーツ推進会議を設け、文部科学省と厚生労働省、経済産業省、国土交通省等の関係行政機関相互の連絡調整を行うことが規定されています。

14 地方自治体のスポーツ推進会議等

地方のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議するため、都道府県・市町村に、スポーツ推進審議会等の合議制の機関を置くことができることが規定されています。

15 スポーツ推進委員

これまでの「体育指導委員」に代わり、市町村のスポーツ推進に係る体制の整備を図るため、市町村の教育委員会は、「スポーツ推進委員」を委嘱することとされています。

スポーツ推進委員は、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整、スポーツの実技の指導など、スポーツに関する指導・助言を行います。

第5章 国の補助等

16 国の補助

国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、国民体育大会、全国障害者スポーツ大会の実施等に要する経費などの一部を補助します。このほか、学校法人の設置する学校のスポーツ施設の整備や、スポーツ団体の行う事業に対し、予算の範囲内において、一部を補助することができます。

17 地方公共団体の補助

地方公共団体は、スポーツ団体の行うスポーツの振興のための事業に必要な経費の一部を補助することができます。

18 審議会等への諮問等

国・地方公共団体が、社会教育関係団体であるスポーツ団体に対し補助しようとする場合には、あらかじめ定められた審議会等の意見を聴かなければならないこととされています。



写真提供：千葉県

附 則

19 スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討

政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁、スポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが定められています。

20 経過措置

スポーツの振興に関する計画、スポーツ推進委員についての経過措置が定められています。

スポーツ立国戦略とスポーツ基本計画について

文部科学省では、平成22年8月、今後おおむね10年間を見すえ、スポーツ立国の実現に向けて必要となる施策の全体像を示す「スポーツ立国戦略」を策定しました。今後は、スポーツ立国戦略に掲げた基本的方向性も踏まえつつ、新たな「スポーツ基本計画」の策定に向けて検討を進めてまいります。

スポーツ立国戦略の概要（参考）

I スポーツ立国戦略の目指す姿

新たなスポーツ文化の確立

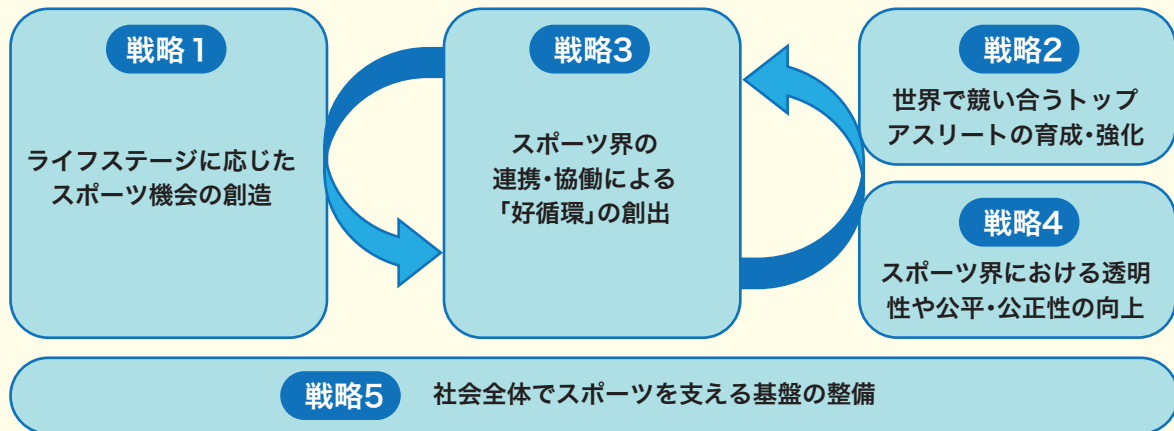
～すべての人々にスポーツを！スポーツの楽しみ・感動を分かち、支え合う社会へ～

II 基本的な考え方

1. 人(する人、観る人、支える(育てる)人)の重視

2. 連携・協働の推進

III 5つの重点戦略



IV 法制度・税制・組織・財源などの体制整備

総合的なスポーツ行政体制の検討、スポーツ振興財源の在り方 等



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

担当：文部科学省スポーツ・青少年局スポーツ・青少年企画課
住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
E-Mail: sskikaku@mext.go.jp